

行政文書の廃棄に関する意見聴取について

1 今回意見を求める廃棄対象行政文書ファイルについて

平成26年度の有識者による現物確認で、時間の都合上、確認できなかった廃棄対象行政文書ファイル。（平成26年度現物確認の積み残し）

廃棄対象行政文書ファイル数等の件数

| | |
|--------------------------------|-----|
| ① 廃棄対象ファイル数 | 289 |
| ② ①のうち、有識者が現物確認のうえ廃棄相当としたファイル数 | 203 |
| ③ ①のうち、有識者が意見を付すなど保留したファイル数 | 86 |

※③には電子媒体のみで廃棄保留とした13ファイルを含む。

2 これまで行った手続

(1) 県民からの意見聴取（県政パブリックコメント手続）

実施済

① 意見聴取期間

平成27年1月20日（火）から2月18日（水）まで

② 意見聴取の方法

廃棄対象行政文書ファイルを、県のホームページに掲載するとともに、県庁情報プラザ、各地域振興局等に備え置き閲覧に供した。

③ 県民から提出された意見 0件

(2) 有識者による現物確認及び意見聴取

① 意見の聴取先

九州大学 三輪教授（記録資料館 産業経済資料部門 記録資料館長）グループ

② 現物確認及び意見聴取

平成27年7月31日（金）から8月1日（土）まで

（書類審査は、1月20日から2月4日までに実施済）

③ 有識者から提出された意見

別添「有識者意見聴取結果表」のとおり

3 廃棄対象行政文書ファイル一覧

別添「廃棄対象行政文書ファイル」のとおり 掲載ファイル数 289冊

① 有識者が現物確認し、廃棄相当と判断したもの・・・現物確認

② 有識者が現物確認し、歴史資料として重要な文書に
該当する旨の意見を付したのもの・・・保留

③ 有識者が現物確認し、当該文書ファイルの成果物（印刷物等）
が別途保管されていれば廃棄可能等との意見を付したのもの・・・条件付廃棄

④ 行政文書ファイルが電子媒体のみで廃棄保留とするもの・・・電子保留

(内訳)

| | ファイル数 |
|--------|-------|
| ①現物確認 | 203 |
| ②保留 | 44 |
| ③条件付廃棄 | 29 |
| ④電子保留 | 13 |
| 計 | 289 |